

入札遵守事項（電子入札）

入札者は、下記の事項を承知の上、入札に参加してください。

なお、この入札遵守事項は、甲賀市財務規則、甲賀市建設工事執行規則、甲賀市建設工事等入札執行要領及び甲賀市建設工事等電子入札実施要領、甲賀市建設工事請負契約約款を抜粋・説明したものです。

1 保証金について

(1) 入札保証金

入札公告又は指名通知書（以下「入札公告等」という。）に記載のとおりとします。

(2) 契約保証金

入札公告等に記載のとおりとします。

[ア 金銭的保証の場合]

落札価格の10%以上を納付してください。ただし、落札価格の10%以上に相当する保証事業会社又は金融機関の保証をもって納付に代えることができます。また、落札価格の10%以上に相当する債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約（定額てん補方式に限る。）の締結若しくは債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証を付した場合は、契約保証金の納付を免除します。

[イ 役務的保証の場合]

免除します。ただし、落札価格の30%以上に相当する債務の履行を保証する公共工事履行保証証券（かし担保特約付きのものに限る。）による保証を付してください。

[ウ 履行保証免除の場合]

免除します。

2 前金払、中間前金払及び部分払について

(1) 前金払

入札公告等に記載のとおりとしますが、「あり」の場合にあっては、保証事

業会社の保証があったときに限り請負代金額の40%以内の前金払をします。

(2) 中間前金払

前金払の対象工事の場合にあっては、発注者の認定を受け保証事業会社の保証があったときに限り請負代金額の20%以内の中間前金払をします。ただし、中間前金払を行った場合は、部分払をすることができません。

(3) 部分払

入札公告等に記載のとおりとしますが、「あり」の場合にあっては、市の1会計年度につき3回に限り出来高の10分の9以内で部分払を行うことができます。ただし、最初の部分払は請負金額の40%以上の出来高がなければなりません。

3 落札者の決定方法について

(1) 「制限を設けない」と記載した場合

最低の価格（ゼロ円を除く）で入札を行った者が落札者となります。

(2) 「最低制限価格制度を適用」と記載した場合

最低制限価格を下回る入札は失格とし、本件工事又は業務について再度の入札に参加することはできません。

4 郵便入札について

郵便による入札は取り扱いません。

5 電子入札システムの利用

本件工事又は業務の入札手続きは、電子入札システムを利用して行います。また、ご利用にあたっては、電子入札に関する規定を承知の上、入札に参加してください。なお、電子入札においては、代理人による入札を認めません。

6 紙入札の届出

入札を紙入札により行おうとする者は、入札書受付締切日時までに紙入札参加届出書を入札執行者まで持参により届出してください。

7 入札

入札参加者は、入札書受付締切日時までに、入札書及び見積内訳書（提出が必要とされる場合）の送信又は紙による提出を行わなければなりません。入札書受付締切日時後に送信又は提出された入札書及び見積内訳書は受け付けません。

8 紙入札による提出方法

紙入札の届出をした者の入札書及び見積内訳書（提出が必要とされる場合）の提出は、持参により行うこととします。この場合において、入札書等は「（工事名等の名称）入札書在中」と記載した封筒に入札書及び見積内訳書を封緘し、入札執行者が指定した場所に持参してください。

9 開札時の立会い

電子入札案件については、入札参加者は立会うことができません。

10 無効入札について

以下の場合にあっては、その入札を無効とします。

- (1) 入札参加の資格のない者のした入札
- (2) 委任状を提出しない代理人のした入札（紙入札の場合）
- (3) 入札者が同一事項の入札に対し、2以上の意思表示をした入札
- (4) 談合その他不正の行為があったと認められる入札
- (5) 入札保証金を必要とする入札で入札保証金を納めない者又は不足する者のした入札
- (6) 入札書記載の金額、氏名、押印（電子入札にあっては、入札者の電子署名又は当該電子署名に係る電子証明書）その他入札要件の記載が確認できない入札
- (7) 入札書記載の金額を加除訂正した入札（紙入札の場合）
- (8) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (9) その他入札に関する条件に違反した入札

11 入札の辞退について

- (1) 入札の辞退は、入札書受付開始日時から入札書受付締切日時までの間で、かつ、入札書を送信するまでの間に、電子入札システムにより辞退届を送信して行います。なお、既に送信又は提出した入札書は撤回できません。ただし、入札参加者が他の案件を落札し、当該入札案件に配置予定であった技術者を配置できなくなった場合はこの限りではありません。
- (2) 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取り扱いを受けるものではありません。

12 その他必要事項

- (1) 入札価格が予定価格に比し著しく差のあるときは入札執行を中止するこ

とがあります。この場合は、取止め通知書により、入札参加者に通知するものとします。

- (2) 工事及び提出が必要とされる委託業務の場合は、入札書と見積内訳書を同時に送信又は提出することになります。見積内訳書の送信又は提出が無い場合、その入札は失格となります。
- (3) 落札者は、落札決定の通知を受けたときは1(2)に記載した履行保証措置を講じた上、10日以内に契約書を契約担当者に提出しなければなりません。なお、10日以内に提出できないときは、契約の相手方となる資格を失うことがあります。
- (4) 設計書、図面及び仕様書を熟覧し、入札書を送信又は提出するまでに疑義等の確認をしておいてください。
- (5) この入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはなりません。

1.3 その他

- (1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税相当額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の消費税相当額を除いた金額を入札書に記載してください。
- (2) 入札公告等の特記事項については、必ず確認して、入札に参加してください。